

日本質量分析学会

学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞

受賞者選考細則

(総則)

第 1 条 この細則は日本質量分析学会特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞規程（以下「規程」という。）に基づき，日本質量分析学会（以下「学会」という。）が授与する日本質量分析学会学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞（以下「学会賞」，「技術賞」，「奨励賞」，「功労賞」，「論文賞」および「会誌賞」という。）の受賞者の選考に関し，必要な事項を定める。

(学会賞，技術賞，奨励賞および功労賞表彰委員会)

第 2 条 学会賞，技術賞，奨励賞および功労賞の受賞者の選考を円滑に実施するため，本学会委員会（以下「委員会」という。）に学会賞，技術賞，奨励賞および功労賞受賞者表彰委員会（以下「表彰委員会」という。）を年度ごとに置く。

第 3 条 表彰委員会は，学会賞，技術賞，奨励賞および功労賞受賞者の選考に関し，必要な事項を調査審議する。

第 4 条 表彰委員会に表彰委員長を置く。表彰委員長は，学会委員のうちから選出し，学会委員長（以下「委員長」という。）が委員会の議を経て委嘱する。

2 表彰委員長は，表彰委員会を招集し，議長となる。

第 5 条 表彰委員会は表彰委員長および次の各号に掲げる表彰委員で構成する。

一 委員会において学会委員のうちから選出された表彰委員 3 名

二 表彰委員長が本学会会員の中から指名・委嘱した表彰委員 3～6 名

2 第 1 項第一号の委員は，表彰委員長と同時に選出し，委員長が委員会の議を経て委嘱する。

3 第 1 項第二号の委員は，表彰委員長が委嘱する。

4 表彰委員長を除く表彰委員は 2 年を超えて継続できないものとする。

5 表彰委員長が受賞候補者として推薦を受けた場合は，学会委員から新たに表彰委員長を選出し，委員長が委員会の議を経て委嘱し，表彰委員長は交替する。

6 第 1 項第一号の表彰委員が受賞候補者として推薦を受けた場合は，学会委員から新たに表彰委員を選出し，委員長が委員会の議を経て委嘱し，表彰委員は交替する。

(論文賞および会誌賞表彰委員会)

第 6 条 論文賞および会誌賞の受賞者の選考を円滑に実施するため，本学会編集委員会（以下「編集委員会」という。）に論文賞および会誌賞受賞者表彰委員会（以下「論文賞表彰委員会」という。）を年度ごとに置く。

第 7 条 論文賞表彰委員会は，論文賞および会誌賞受賞者の選考に関し，必要な事項を調査審議する。

第 8 条 論文賞表彰委員会に委員長を置き，これを会誌編集委員長が兼ねるものとする。

2 論文賞表彰委員長は、論文賞表彰委員会を招集し、議長となる。

第9条 論文賞表彰委員会は、論文賞表彰委員長、および論文賞表彰委員長が編集委員の中から指名・委嘱する論文賞表彰委員4～6名の委員で構成する。

2 論文賞表彰委員は本学会の会員であることとする。

3 論文賞表彰委員は2年を超えて継続できないものとする。ただし、論文賞表彰委員長にはこの規定は適用されない。

4 論文賞表彰委員長が受賞候補者として推薦を受けた場合は、編集委員を務める学会委員から新たに論文賞表彰委員長を選出し、委員長が委員会の議を経て委嘱し、論文賞表彰委員長は交替する。

(受賞候補者推薦の依頼)

第10条 委員長は毎年6月末日までに学会誌等により、次年度の学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、論文賞および会誌賞の受賞候補者の推薦を本学会会員に依頼するものとする。

2 前項の推薦の受付は、9月30日をもって締め切るものとする。

3 表彰委員長および論文賞表彰委員長は表彰委員会および論文賞表彰委員会をそれぞれ毎年12月1日までに開催し、受賞候補者を決定する。

(受賞候補者の推薦)

第11条 受賞候補者の推薦は、学会所定の推薦書ならびに推薦対象の研究を著した原著論文等の別刷または関連する資料を審査資料として各々2部提出するものとする。

2 学会賞、または技術賞受賞候補者として推薦される者は、学会賞および技術賞の受賞対象となった研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。

3 学会賞、または技術賞受賞候補者として推薦される者は、被推薦者の奨励賞の受賞対象となった研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。

4 奨励賞受賞候補者として推薦される者は、推薦年度までに奨励賞の受賞対象となった研究を著した原著論文および関連する資料等を重複して審査資料に使用することはできない。

5 学会賞、技術賞または奨励賞受賞候補者として推薦される者は、すでに論文賞の受賞対象となった原著論文を重複して使用することができる。

6 論文賞受賞候補者として推薦される者は、すでに学会賞、技術賞または奨励賞の受賞対象となった研究を著した原著論文を重複して審査資料に使用することはできない。

7 表彰委員は、学会賞、技術賞、奨励賞および功労賞受賞候補者を推薦することができない。

8 論文賞表彰委員は、論文賞および会誌賞受賞候補者を推薦することができない。

9 学会賞および技術賞受賞候補者の推薦人は1名ないし2名とし、また奨励賞、功労賞、論文賞および会誌賞の推薦人は1名とし、いずれも自薦・他薦を問わないものとする。

10 論文賞および会誌賞は、選考を行う年の前年1月～12月に発行された本学会誌巻の第1号から第6号に掲載された原著論文等の著者から推薦されるものとする。

(受賞候補者の資格)

第12条 学会賞受賞候補者として推薦される者は、当該推薦年度の4月1日において10年以上本学会の会員であって、推薦受付日までに受賞の対象となる研究成果を著した原著論文1編以上を含む原著論文、総説、総合論文、解説等の著作が6編以上本学会誌に報告、または掲載決定されているものとする。

2 技術賞受賞候補者として推薦される者は、当該推薦年度の4月1日において5年以上本学会の会員であるものとする。

3 奨励賞受賞候補者として推薦される者は、当該推薦年度の4月1日において3年以上本学会の会員であって、推薦受付日までに受賞の対象となる研究成果を著した原著論文が1編以上本学会誌に報告、または掲載決定されており、当該受賞年度の4月1日において満45歳未満の者とする。

4 功労賞受賞候補者として推薦される者は、当該推薦年度の4月1日において3年以上本学会の会員であって、推薦受付日において10年以上質量分析関連の業務に従事している者とする。

5 論文賞の対象となる論文の著者のうち、1名以上が本学会の会員でなければならない。

6 会誌賞の対象となる論文・記事の著者のうち、1名以上が本学会の会員でなければならない。

(受賞候補者の選考)

第13条 学会賞、技術賞、奨励賞および功労賞の受賞候補者の選考は、表彰委員会において審査し、投票に基づき、受賞候補者を決定するものとする。

2 表彰委員長は、表彰委員会における選考経過および選考結果を委員会に答申するものとする。

第14条 論文賞および会誌賞の受賞候補者の選考は、論文賞表彰委員会において審査し、投票に基づき、受賞候補者を決定するものとする。

2 論文賞表彰委員長は、論文賞表彰委員会における選考経過および選考結果を委員長に答申するものとする。

(受賞者の決定)

第15条 委員長は、表彰委員会および論文賞表彰委員会からの答申結果を委員会に付議し、委員会の議を経て学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、論文賞および会誌賞の受賞者を決定する。

(推薦書類の保管)

第16条 受賞決定者の推薦書類各1部は本会事務局で保管する。

(受賞者の表彰等)

第17条 学会賞、技術賞、奨励賞、功労賞、論文賞および会誌賞の表彰は受賞年度の総会

において行うものとする。

2 学会賞，技術賞および奨励賞の受賞者は，受賞年度の研究発表会等において受賞講演を行うものとする。

3 学会賞および奨励賞の受賞者は，受賞対象研究に関連する総合論文を受賞後1年以内に本学会誌に投稿するものとする。ただし，受賞記念論文は会誌賞の選考対象としない。

4 技術賞の受賞者は，受賞対象技術に関連する解説を受賞後1年以内に本学会誌に投稿するものとする。ただし，受賞記念論文は会誌賞の選考対象としない。

5 各賞の顕彰記事は，選考を担当した表彰委員会および論文賞表彰委員会がそれぞれ編集し，受賞年度中に発行する会誌に掲載するものとする。

付 則

1 この細則は，1981年10月9日から施行する。

改 正 1991年5月16日

1994年5月11日

1995年3月18日

1999年5月12日

2000年3月 1日

2002年3月30日

2004年2月14日

2005年4月28日

2006年6月29日

2008年4月 1日

2009年3月31日

2010年4月 1日

2011年3月31日